

平成28年度決算に基づく「財政健全化法」に係る4指標等の状況

平成29年9月1日
門真市長 宮本 一孝

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
門真市	—	—	6.8	59.6
早期健全化基準	11.96	16.96	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

	資金不足比率	
	水道事業	公共下水道事業
門真市	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「財政健全化法」）が公布され、平成20年4月から一部施行（公表の義務化）となり、平成19年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する4つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成20年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

健全化指標等は、8月末に監査委員による審査が終わり、今後決算特別委員会で議論され、12月の第4回定例会において認定に関する議決が行われる予定となっておりますので、上記の値は暫定値となっております。

1. 財政健全化4指標

1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、都市開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H28	H27	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
—	—	11.96	20.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 11.25%~15%

(単位:千円)

	実質収支額 (H28)	実質収支額 (H27)
一般会計	7,929	54,630
都市開発資金特別会計	0	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	0
一般会計等合計	7,929	54,630
標準財政規模	26,967,805	27,111,922

平成28年度の実質収支は、8百万円の黒字となったものの、単年度収支は47百万円の赤字となっています。

今後も、市税等の歳入環境の大幅な好転が見込めない状況ではありますが、市税等の徴収率の向上など自主財源の確保に努めながら、将来にわたって健全な行財政運営をめざします。

2) 連結実質赤字比率

一般会計等及び国民健康保険事業特別会計等の特別会計の実質赤字額と水道事業会計における資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H28	H27	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
—	—	16.96	30.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 16.25%~20.0%

(単位:千円)

	実質収支額または 剰余額 (H28)	実質収支額または 剰余額 (H27)
一般会計等合計	7,929	54,630
国民健康保険事業特別会計	▲1,234,341	▲1,746,623
後期高齢者医療事業特別会計	75,938	77,527
水道事業会計	3,207,491	2,935,454
公共下水道事業特別会計	615,710	179,292
連結実質赤字	(2,672,727)	(1,500,280)

※連結実質収支額黒字のため、() で表記しています。

平成28年度は、国民健康保険事業特別会計において、累積赤字解消等のため一般会計より3億35百万円の繰出しを行ったことにより、実質収支が5億12百万円の改善となったことなどで、全会計での実質収支合計額は27億円の黒字となっています。

しかしながら、国民健康保険事業特別会計において、多額の累積赤字を抱える本市にとって、財政運営上重要な課題であることから、早期に国民健康保険事業特別会計の累積赤字の解消に努めるとともに、今後とも連結実質赤字が発生しない健全な行財政運営を行っていきます。

3) 実質公債費比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた、市の一般会計等が負担する市債(借金)等に加え、消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H28	H27	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
6.8	7.4	25.0	35.0	3年平均の数値

平成28年度は6.8%で、平成27年度に比べ0.6%の減となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。

これは、過去の地方債の償還が終了したこと等により、3年平均での数値が減となったことによるものです。

平成29年度以降についても、「門真市第5次総合計画」に基づくまちづくり及び老朽化施設の整備等にかかる市債の発行を見込んでおりますが、引き続き、将来的な公債費の推移を見据えた市債発行を行いながら、上昇を抑制していきます。

4) 将来負担比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた、市の一般会計等が将来負担すべき負債に加え、消防等の一部事務組合や広域連合会計も含めた負債総額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H28	H27	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
59.6	44.2	350.0	基準なし	ストック指標

平成28年度は59.6%で、平成27年度に比べ15.4%の増となったものの、早期健全化基準を下回る結果となっています。

これは、平成27年度に比べて、市立総合体育館の建設等に伴い、平成28年度末の公営住宅建設事業債残高が増となったことによるものです。

本比率は早期健全化基準を十分に下回っていますが、市債残高は公共下水道事業特別会計等も含めると、952億8千万円となり、将来の負担は決して小さくはなく、今後、減少させていく必要があります。

2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

(単位：%)

	H28	H27	経営健全化 基準
水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	20.0

いずれの事業も資金不足額は生じておらず、資金不足比率は「—」となっています。当分の間は黒字が見込めますが、今後も適正な料金設定を行い黒字堅持の経営を行う必要があります。

3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定(議会の議決要)及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るという悪循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

4. 新しい「財政健全化法」の概要

